

ウェブサイト運営者による 外部送信規律の遵守に係る好事例

株式会社野村総合研究所
I C T・コンテンツ産業コンサルティング部

2026年1月30日



Envision the value,
Empower the change



本資料の構成

1. 利用者情報WG（第34回）における議論を踏まえた補足的分析
2. 調査の概要・実施方法等
 - 好事例の抽出・とりまとめの手順
3. 調査結果
 - 好事例として着目する観点
 - ウェブサイト運営者の好事例

1. 利用者情報WG（第34回）における議論を踏まえた補足的分析 | 調査サマリ

ウェブサイト運営者が外部送信規律を遵守する上での具体的な課題

分析の背景：利用者情報WG（第34回）での議論

- 外部送信規律の対象となるサービスの中で、主要なパソコン等からアクセスするウェブサイト（以下「Web」という）の方が、モバイル端末からアクセスするアプリケーション（以下「アプリ」という）よりも法令上の義務の遵守率が低いという結果を受けて、ウェブサイト運営者が外部送信規律を遵守する上での具体的な課題を問う質問が挙がった

分析内容

- 分析対象：「外部送信規律の遵守状況に関する調査」におけるウェブサイト事業者108サンプルのうち、C判定（法令上の義務へ何も対応されていない）のサービスを除く100サンプル
- 分析方法：調査項目①・調査項目②を、S・A・B判定別に集計。B判定（法令上の義務へ何らかの対応がされている）のサービスとA判定（法令上の義務として満たす必要がある項目をすべて対応している）以上のサービスを比較して、B判定のサービスで対応が不十分な項目（B判定とA判定以上で遵守率に差分がある項目）を調査

調査結果のサマリ

調査項目	項目	定義	差分*	参照箇所
①：A判定以上になるためにすべて満たす必要がある項目	平易な日本語か	適切な日本語を用い、専門用語を避け、及び平易な表現を用いること	無	参考資料
	見やすいか	操作を行うことなく、文字が適切な大きさで利用者の端末に表示される（文字サイズがサイトやアプリ内で利用している標準的な文字と同等サイズ）	無	参考資料
	送信情報	情報送信指令通信ごとに個別に記載されている	有	P4
	送信先	情報送信指令通信ごとに情報を取り扱うこととなる者の氏名又は名称の記載がある（基本は氏名（社名）だが、わかりやすい方を記載する）	有	P4
	利用目的の記載	情報送信指令通信ごとに利用目的についての何らかの記載がある（個別ではないが何らか記載がある or 送信先か送信元かわからないが個別の記載あり）	無	参考資料
②：S判定になるためにすべて満たす必要がある項目	容易に確認できるか	視認性の高い文字色を使用、情報量が多い場合はページの階層化	無	-(割愛)
	利用目的の記載	送信元における利用目的であることが情報送信指令通信ごとに個別に記載されている 送信先における利用目的であることが情報送信指令通信ごとに個別に記載されている	有	P4

*差分：B判定のサービスとA判定以上のサービスを比較した際の、遵守率の差分の有無

（参考）調査対象の総合判定基準

- 調査項目（参考資料参照）に基づき、外部送信規律の遵守状況について、以下に示す基準に沿って総合判定を実施

総合判定	基準	基準の内訳※
S	規律に対応できている	法令上の義務として満たす必要がある項目、及び法令上の義務に準じて満たすことが望まれる項目／法令上の義務を具体化・詳細化した項目をすべて対応している
A	規律におおむね対応できている	法令上の義務として満たす必要がある項目をすべて対応している
B	規律への対応が十分ではない	法令上の義務へ何らかの対応がされている
C	まったく対応が見られない	法令上の義務へ何も対応されていない

※電気通信事業法（昭和59年法律第86号）、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）、電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン（令和7年9月26日個人情報保護委員会・総務省告示第2号）、電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン 解説（令和7年12月12日版）をもとに判定。

※なお、今回の調査手法は目視によるものであるため、視認で判断しきれない項目は基準に含めていない

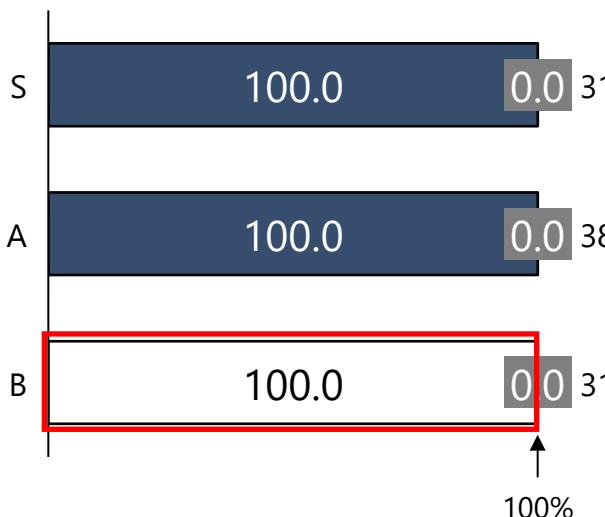
1. 利用者情報WG（第34回）における議論を踏まえた補足的分析 | 調査項目①・② | B判定のサービスで対応が不十分な項目

ウェブサイト運営者におけるB判定のサービスでは、「個別の送信情報」、「送信先」、「個別の利用目的」に係る記載の遵守率が課題

送信情報 (n=100)

送信されている情報が情報送信指令通信ごとに個別に記載されているか

- 通信ごとに記載されている
- 情報の記載はあるが、通信ごとには記載されていない
- 情報の記載なし

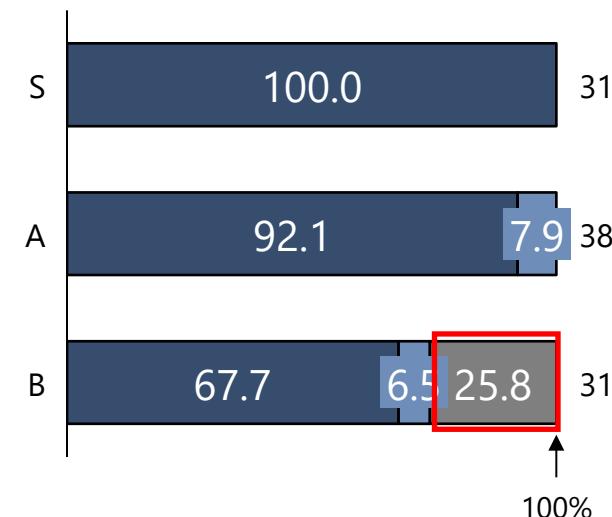


調査項目①：
A判定以上になるためにすべて満たす必要がある項目

送信先 (サービス名or社名) (n=100)

情報を送信する先のサービス名と社名が記載されているか

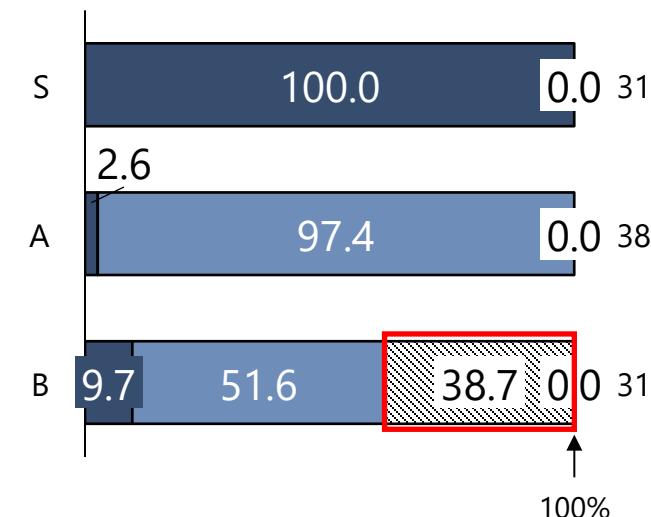
- サービス名、社名両方記載
- 片方のみ記載
- 記載なし



利用目的 (n=100)

送信元・送信先の利用目的が情報送信指令通信ごとに個別に記載されているか

- 送信元・送信先別に個別の記載あり
- 送信元のみ個別の記載あり
- 送信先のみ個別の記載あり
- 情報送信指令通信ごとではないが何らかの記載or送信先が送信元か不明だが情報送信指令通信ごとに記載あり
- 記載なし



調査項目②：
S判定になるためにすべて満たす必要がある項目

2. 調査の概要・実施方法等 | 好事例の抽出・とりまとめの手順

主にS判定のサービスの中から*、①法令要件の優れた対応、②法令要件に上乗せの対応を実施しているサービスを、好事例として抽出

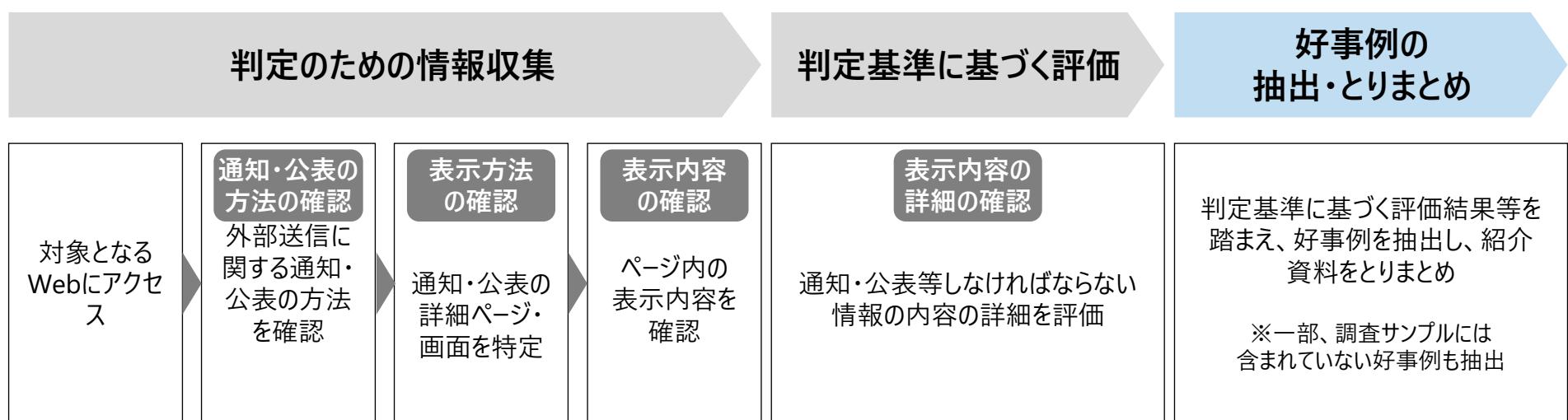
*一部、調査サンプル以外からも好事例を抽出

抽出の観点：

①法令要件の優れた対応：法令上の義務を、適切かつ効果的に対応している

②法令要件に上乗せの対応：ガイドライン等を踏まえて、法令上の義務に上乗せして対応している

好事例の抽出・とりまとめの手順



3. 調査結果

好事例として着目する観点

観点	関連する施行規則・GL・GL解説	
I. 表示内容が必要十分か		
①法令要件の優れた対応	(a) 記載項目に送信先・送信元の利用目的がそれぞれ別々に書かれている	施行規則第22条の2の29第3号（利用目的の記載） GL・GL解説第51条第5項関係（利用目的）
	(b) 送信先の氏名または名称に加え、サービス名が併記されている	GL・GL解説第51条第5項（通知等を行うべき事項）
	(c) オプトアウト措置の有無について示されている。あるいは、利用者の求めに応じて適切なオプトアウト措置が講じられており、必要な事項を利用者が容易に知りうる状態に置いている	GL・GL解説第51条第5項関係（オプトアウト措置の有無）
	(d) 送信される情報の送信先における保存期間が示されている	GL・GL解説第51条第5項関係（データの保持期間の記載）
	(e) 送信される情報の送信先の国・地域が示されている	GL・GL解説第51条第5項関係（送信先の国・地域）
	(f) 情報送信指令通信を行う電気通信事業者における問合せ先が示されている	GL・GL解説第51条第5項関係（問い合わせ先の記載）
II. 表示内容が分かりやすいか		
①法令要件の優れた対応	(a) 日本語を用い、専門用語を避け、及び平易な表現が用いられているのみならず、送信される情報を具体的に列挙することなく、「等」や「その他」等のあいまいな表現を安易に使用することは避けるなど、利用実態及び利用者の利便に合わせて適切に記載されている	施行規則第22条の2の29第1号（送信情報）
III. 表示方法が適切か		
①法令要件の優れた対応	(a) ポップアップ形式による即時通知、トップページ／即時通知等の画面から1回程度の操作で到達できるなど、容易に到達することができる	施行規則第22条の2の28第2項第1号～第2号 GL・GL解説第51条第3項関係（容易に確認できるか）
	(b) 情報送信指令通信の種類ごとに表形式で表示している	施行規則第22条の2の29柱書（通知等を行うべき事項）
	(c) 量が多い場合に、ウェブページの階層化等によりスクロールを行うことなく端末の画面に全体を表示する方法が取られている	施行規則第22条の2の28第1項第3号（容易に確認できるか）
②法令要件に上乗せの対応	(d) タイトルや見出し等に外部送信規律に関する内容が含まれることを明記している	GL・GL解説第51条第2項関係（通知又は容易に知り得る状態に置く際に共通して求められる事項）

3. 調査結果

ウェブサイト運営者の好事例一覧

#	観点	サービス種別	分類	ページ
事例 1	「観点Ⅰ. 表示内容が必要十分か」における好事例	• SNS	• Webのみ	p.8
事例 2～4	「観点Ⅰ. 表示内容が必要十分か」における好事例	• ホームページ運営 • SNS • ホームページ運営	• Webのみ • Web・アプリ両方 • Webのみ	p.9
事例 5	「観点Ⅱ. 表示内容が分かりやすいか」における好事例	• ホームページ運営	• Webのみ	p.10
事例 6	「観点Ⅲ. 表示方法が適切か」における好事例	• ホームページ運営	• Webのみ	p.11
事例 7	「観点Ⅲ. 表示方法が適切か」における好事例	• ホームページ運営	• Web・アプリ両方	p.12
事例 8	「観点Ⅲ. 表示方法が適切か」における好事例	• ホームページ運営	• Web・アプリ両方	p.13
事例 9	「観点Ⅲ. 表示方法が適切か」における好事例	• ホームページ運営	• Webのみ	p.14

事例 1：「観点 I. 表示内容が必要十分か」における好事例



サービス名

新規会員登録

ログイン

Cookieの利用・外部送信ポリシー

- 1.はじめに
2. Cookieとは何か？
- 3.Cookieを通じて取得する情報
- 4.使用するCookie
- 5.Cookieの管理方法
- 6.お客様情報（利用者情報）の外部送信

本サービスでは、主に以下の目的で、お客様に関する情報（個人情報を含まない利用者情報）を外部事業者に送信しております。

- ・ 利用体験を向上させるため
- ・ アクセス解析を行い、本サービスの改善に役立てるため
- ・ お客様一人ひとりにパーソナライズされたコンテンツや広告を表示するため

各外部事業者の詳細につきましては、以下をご確認ください。なお、各外部事業者への情報送信やその利用を停止されたい場合は、それぞれのオプトアウトページよりご対応をお願いいたします。

大まかな利用目的を「分類」ごとに記載した上で、送信先・元それぞれの利用目的が端的かつ細かく記載されている。 | (a)

分類	情報モジュール等の名称	送信される情報の内容	情報の送信先となる者の氏名・名称	送信される情報の利用目的		送信先のプライバシーポリシー	送信先のオプトアウトページ
				当社における利用目的	情報の送信先における利用目的		
広告・マーケティング	情報収集モジュール **システム	クリック日時、広告成果情報、IPアドレス	A社	広告表示のため	広告、各種情報の配信のため	http://abc.baseball.com/	http://abc.baseball.com/
広告・マーケティング	情報モジュール ** Ads	広告成果情報、IPアドレス、ユーザー情報	B社	広告表示のため	広告の提供、分析のため	http://abc.baseball.com/	http://abc.baseball.com/
アクセス解析	情報モジュール **book	デバイス情報、閲覧サイトのURL、閲覧日時、投稿コメントの情報	C社	記事へのコメント機能の提供のため	コメント機能の精度向上のため	http://abc.baseball.com/	http://abc.baseball.com/
機能拡張	情報モジュール **フォーム	クリック日時、リファラー情報、IPアドレス	E社	フォントの提供のため	フォントの提供のため		

送信先の氏名に加え、サービス名が記載されている。 | (b)

オプトアウトページのリンクを掲載し、オプトアウト措置を講じている旨について利用者が容易に知り得る状態に置いている。 | (c)

事例 2～4：「観点 I. 表示内容が必要十分か」における好事例

	サービス名	XX-広告
	送信される利用者情報	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスの登録情報 ・広告配信前に取得する利用履歴 ・広告配信時に取得する情報
A社	利用目的	<ul style="list-style-type: none"> ・当社：広告・マーケティング ・送信先：興味関心の分析、広告配信
	オプトアウト	https://xx-ad.com/privacy
	送信先における保存期間	<ul style="list-style-type: none"> ・興味関心別に分類するために蓄積する各種履歴：最大180日間 ・特定のウェブサイトの訪問履歴に基づいて広告配信するために蓄積するページ閲覧履歴：最大2年
B社	...	送信される情報等に基づいて、送信先における保存期間が示されている。 (d)

お問い合わせ方法

情報送信指令通信を行う電気通信事業者における問合せ先が示されている。 | (f)

本クッキー・ポリシーについてご不明点がある場合は、以下の当社窓口までお問い合わせください。

- ・オンライン：<https://abc.com/inquiry>
- ・郵送：
データ保護管理者
株式会社abc
東京都〇〇区〇〇abcビル

広告

アクセス解析

本サイトやアプリのご利用状況や属性情報をもとに、利用者さまに応じた広告の配信や、当社サービスへの再訪問を促す広告を行っています。また、広告の効果を確認するため、以下のサービスにパーソナルデータを送信しています。各サービスの詳細は、以下をご確認ください。

**広告

A社・アメリカ合衆国

**Ad

B社・スイス

**Video

C社・日本

送信される情報の送信先の国・地域が示されている。 | (e)

事例5：「観点II. 表示内容が分かりやすいか」における好事例

事業者名

利用者情報の外部送信について

I 送信する情報の利用目的

情報は、以下の目的のために送信されます。各Webサイトやアプリにおける具体的な利用目的については、「III. 外部送信先一覧」にある「利用目的」の欄をご参照ください。また、情報送信先での詳細な利用目的については、同一覧の「プログラム提供者」に記載されている各社のプライバシーポリシー等をご確認ください。

1. 広告各種情報の配信

I. 自社の広告宣伝を目的とした広告配信のため

*事業者名*が運営するwebサイト、アプリで、*事業者名*の商品・サービスに関する広告を表示させています。

2. 分析

3. 外部サービス連携

4. ウェブサイトやアプリにおけるサービスに必要なツール

II 送信する情報

送信される情報は以下の通りです。

- ・閲覧された内容に関する情報（カテゴリー分類、商品名等）
- ・閲覧の履歴情報（閲覧日時、URL、リンク元URL等）
- ・閲覧ご利用の機器の位置情報（IPアドレス）
- ・閲覧者や機器を識別するための情報（ユーザーID、ブラウザ識別子、デバイス識別子等）
- ・外部送信プログラムに関する情報（タグ等）

III 外部送信先一覧

情報を送信している外部サービスは以下の通りです。



サービスロゴ



サービスロゴ



サービスロゴ

専門用語を使用せず、だれもが理解しやすい表現が使用されている（例：顧客がどのような行動を取り、何を購入する傾向があるのかを分析）。 II (a)

分類	事業者	サービス名	送信される利用者情報と利用目的	プライバシーポリシー	オプトアウトページ	クッキーポリシー
広告・マーケティング	A社	情報モジュール **Ads				
必須	B社	情報モジュール **Application				
広告・マーケティング	C社	情報モジュール **広告				
広告・マーケティング	D社	情報モジュール **net				
広告・マーケティング	E社	情報モジュール **analytics				
広告・マーケティング	F社	情報モジュール **X				
	G社	情報モジュール **marketing				

D社 **net

送信される利用者情報

- ・デバイス情報
- ・IPアドレス
- ・クッキーID
- ・利用者の興味・関心に関する情報

利用目的

世界中の旅行に関するデータを活用し、顧客がどのような行動をとり、何を購入する傾向があるのかを分析します。この結果を基に、広告主の目的に合った提案を行います。また、当社以外から得た情報とも組み合わせることで、第三者企業の広告配信の最適化にも役立てる可能性があります。

事例 6：「観点 III. 表示方法が適切か」における好事例

サービス名

🔍 検索ワード

ホーム > プライバシーポリシー > 外部送信ポリシー

外部送信ポリシー

タイトルに「外部送信」を入れることで、外部送信規律に関する内容が含まれることが一目で分かるようにしている。
III (d)

情報収集モジュールXX analytics

各モジュールごとに表形式で記載されており、視認性が高い。
III (b)

サービス名	情報収集モジュールXX analytics
利用者情報の送信先事業者の名称企業名	A社
利用者情報の利用目的	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス改善のため、利用者による閲覧の傾向や履歴の分析に利用
送信先事業者における利用目的	<ul style="list-style-type: none"> ・送信先事業者のプライバシーポリシーを参照
送信される利用者情報	<ul style="list-style-type: none"> ・位置情報 ・サイト・アプリ上での行動に関するデータ ・閲覧ページに関するデータ ・ユーザー識別子
プライバシーポリシー	https://xx analytics.com/privacy

情報収集モジュールXX-Ad

サービス名	情報収集モジュールXX-ad
利用者情報の送信先事業者の名称企業名	B社
利用者情報の利用目的	<ul style="list-style-type: none"> ・本サービスを利用しているユーザーの行動履歴に基づいたディスプレイ広告配信するために利用
送信先事業者における利用目的	<ul style="list-style-type: none"> ・送信先事業者のプライバシーポリシーを参照
送信される利用者情報	https://xx-ad.com/guideline
プライバシーポリシー	https://xx-ad.com/privacypolicy

事例7：「観点III. 表示方法が適切か」における好事例

タイトルに「外部送信」を入れることで、外部送信規律に関する内容が含まれることが一目で分かるようにしている。
III(d)



利用者データの外部送信

当社ウェブサイトでは、下記の第三者が提供する各種サービスを利用する目的のデータを送信しています。

これらの外部サービスは、送信されたデータを他の情報と組み合わせることにより居住地域、勤務先、趣味・嗜好、性別、年代等を推定し、訪問者に適した広告の表示や、アクセス解析を通じたサイトデザインおよびユーザー エクスペリエンスを用いています。

各サービスの内容、利用しているデータ項目、利用目的の詳細は、各サービスのサイトにてご確認ください。

これらのサービスを無効化する場合は、ブラウザ設定の変更により対応できます。無効化（オプトアウト）ページをご参照ください。なお、すべてを無効化すると、認証が必要なサービスをご利用いただけなくなる等、インターネット上の各サービスに制約が生じる場合がありますのでご注意ください。

当社におけるパーソナルデータの取扱いに関する考え方、「プライバシーセンターを開く」をご覧ください。

- ▶広告
- ▶アクセス解析
- ▶データ収集

- ▶広告
- ▶アクセス解析
- ▼データ収集

ウェブページが△アイコンで折り畳まれた階層式で、見出しを押すと該当項目を展開・折り畳みできる。
III(c)

本サイト・アプリのご利用者さまの行動や属性情報をもとに、ターゲティング広告および当社サービスへの再訪を促す広告を当社サイトならびに外部サイトで配信し、あわせて広告効果を測定するため、下記のサービスへパーソナルデータを送信しています。各サービスの詳細は以下よりご確認ください。

▶** jp
A社 日本

▼**Ad Manager
B社 アメリカ合衆国

**Ad Managerは、企業がウェブサイト、アプリ、ソーシャルメディアの管理・最適化・パーソナライズを行うソリューションを提供します。顧客のウェブ利用を理解・最適化するため（送信元における利用目的）に使用されます。収集される情報は、閲覧履歴、デバイス情報、IPアドレス、位置情報など。これらの情報は、コンテンツ管理とパーソナライゼーションの改善（送信元における利用目的）に役立ちます。

サービスサイト

プライバシーポリシー

オプトアウトする

運営会社について
B社

事例8：「観点III. 表示方法が適切か」における好事例

XXニュース

トップ 社会 政治 スポーツ 金融

トップニュース

XX省、XXの調査結果を公表



ウェブサイトにアクセスすると、外部送信規律に関するバナーが自動で出てくる。
III(a)

注目のニュース

- 人気芸能人XXが結婚を発表
- XX県に新レジャー施設XXの開設が決定！
- XXサービスで個人情報の漏えいが発生

ウェブサイトの利便性向上等のため、ユーザーの閲覧履歴や
端末情報等を外部サービスで利用しています。

詳細は、[「外部送信ポリシー」をご確認ください。](#)

[閉じる](#)

バナーの青字をクリックすると、
外部送信ポリシーのページに遷移できる。
III(a)

外部送信ポリシー

タイトルに「外部送信」
を入れている。 III(d)

利用者情報の外部送信について

当社の「サービス名」のウェブサイトでは、ユーザーの利便性向上、ユーザーの興味・関心に応じた広告等の配信のために、外部事業者が提供するサービスを利用しています。詳細は、以下の一覧をご確認ください。

広告

ユーザーの行動や履歴に基づくターゲティング広告や、当社サービスへの再訪問を促す広告等を、当社や当社以外のウェブサイト等で配信する等のために、以下のサービスにデータを送信しています。各サービスの詳細は、以下よりご確認ください。

外部事業者が提供するサービス名
(情報収集モジュール) ▼

外部事業者の名称・所在国

外部事業者が提供するサービス名
(情報収集モジュール) ▼

外部事業者の名称・所在国

外部事業者が提供するサービス名
(情報収集モジュール) ▼

外部事業者の名称・所在国

事例9：「観点III. 表示方法が適切か」における好事例

サービス概要 キャンペーン ヘルプ

情報送信指令通信の種類ごとに表形式で記載されており、視認性が高い。 III(b)

公式HP
トップページ

プライバシー設定

当社は、利便性の向上、利用状況の分析、広告配信等を目的としてパーソナルデータを利用しています。利用目的や送信先などの詳細は、以下のカテゴリごとにご確認いただけます。「必須」以外はチェックを外し、「選択した内容を反映する」ボタンで保存すると、情報の送信を停止できます。

② [パーソナルデータとは](#)

必須 >

広告 >

アクセス解析 >

本ウェブサイトのパーソナルデータ全般のお取り扱いに関しては[プライバシーポリシー](#)をご確認ください。

公式HPトップページ左下の歯車マークをクリックすると、すぐにオプトアウトが可能なバナーが出てくる。 III(a)

本サイト・アプリのご利用状況や属性情報をもとに、ターゲティング広告や当社サービスへの再訪を促す広告を、当社サイトおよび第三者サイトに配信するとともに、広告効果を測定するため下記サービスへパーソナルデータを送信しています。各サービスの詳細は以下よりご確認ください。

**広告 アメリカ合衆国 >

**Ad アメリカ合衆国 >

**Video 日本 >

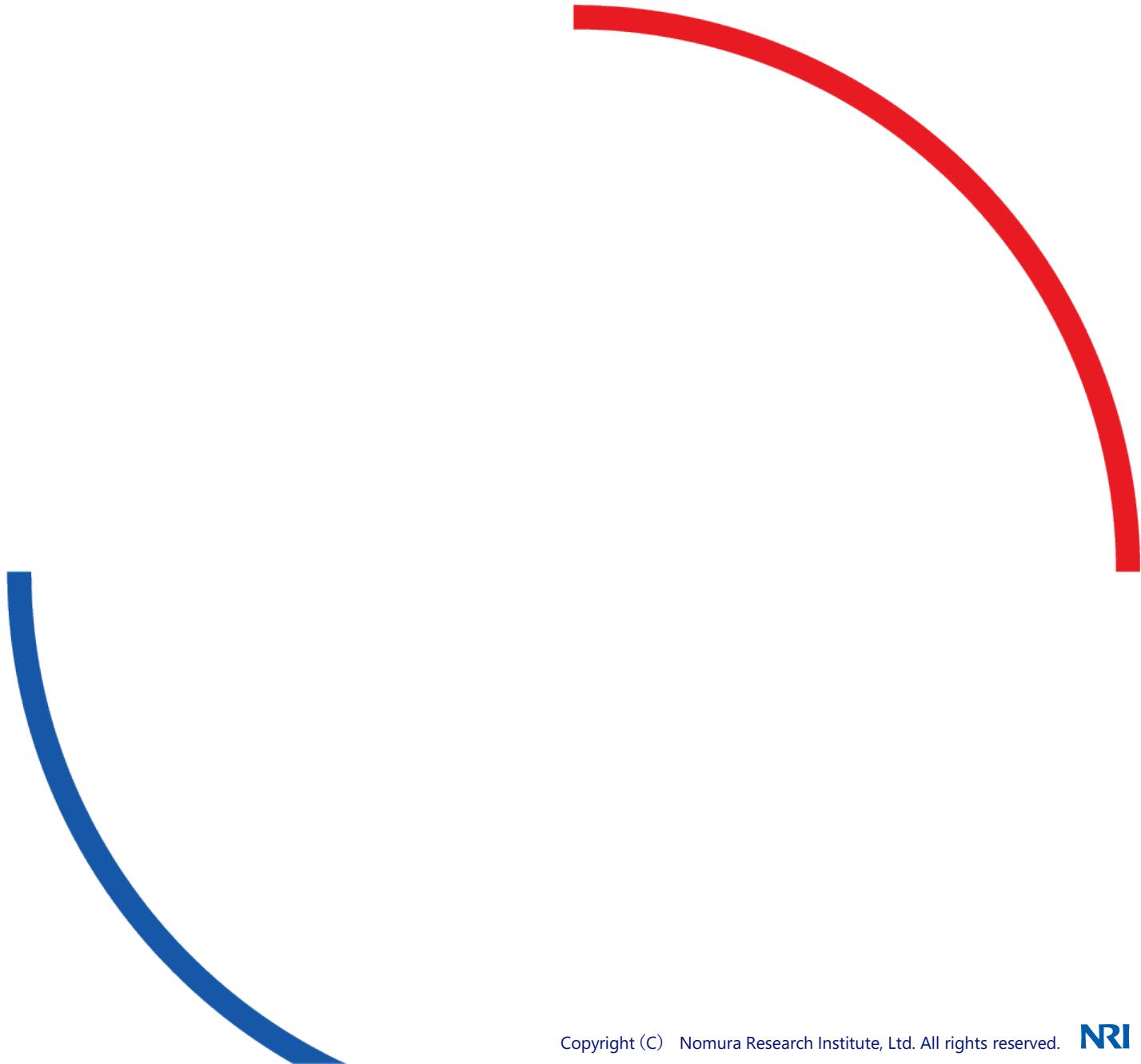
**広告 アメリカ合衆国 >

**net アメリカ合衆国 >

**広告 日本 >

選択した内容を反映する

參考資料



調査の概要

■ 調査の背景・目的

- 令和4年6月に成立した改正電気通信事業法において、利用者の利益に及ぼす影響が少くない電気通信役務を提供する電気通信事業を営む者に対し、利用者に関する情報を外部に送信する場合には、当該利用者に対し確認の機会を付与することを義務付ける規律（電気通信事業法第27条の12。以下「外部送信規律」という）が新設され、令和5年6月16日に施行されたところである。
- 本報告では、主要なパソコン等からアクセスするウェブサイト（以下「Web」という）やモバイル端末からアクセスするアプリケーション（以下「アプリ」という）における外部送信規律の遵守状況について調査し、その遵守状況を整理する。

■ 調査対象：計217サンプル（Web：108、アプリ：109）

- アクセス数が多いWeb・アプリの中から、様々な業種・サービスが含まれるよう配慮して抽出
※各サービス提供者の事業へ影響のあることが想定されるため、具体的な調査対象の名称については非公表としている

■ 調査対象の分類

分類名	サンプル数	定義
Web・アプリいずれか一方		
Webのみ	37	アプリでのサービス提供が確認できなかったサービス ※アプリストア等で検索してもヒットしないことを確認
アプリのみ	38	Webではサービスの主要な機能が提供されておらず、アプリでの利用が前提とされているサービス（例：決済やGPS機能の搭載、スマートフォン・タブレットを前提としたUI、利用シーンに鑑みた事業者側の判断等）
Web・アプリ両方		
両方-Web部分	71	Web及びアプリのいずれも提供しているサービスのWeb
両方-アプリ部分	71	Web及びアプリのいずれも提供しているサービスのアプリ

■ 調査項目・総合判定基準

- 法令・ガイドラインに基づき、調査項目を設定
- 調査項目に基づき、各ウェブ及びアプリにおける外部送信規律の遵守状況を評価する総合判定基準を策定

調査項目①法令上の義務として満たす必要がある項目

※1電気通信事業法（昭和59年法律第86号）、

※2電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）

※3電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン（令和7年9月26日個人情報保護委員会・総務省告示第2号）

電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン 解説（令和7年12月12日版）

調査項目	法 ^{※1}	施行規則 ^{※2}	GL・GL解説 ^{※3}	項目	定義	値
①	法第27条の12			確認機会の付与がされているか	通知・公表のいずれかの実施有無	0. 対応なし, 1. 通知, 2. 公表,
		第22条の2の28 第1項第1号	第51条第2項 第1号	通知又は公表の方法 ①平易な日本語か	適切な日本語を用い、専門用語を避け、及び平易な表現を用いること（外国語や専門用語は確認機会の妨げとなるとは言い難い）	0.無, 1. 有
		第22条の2の28 第1項第2号	第51条第2項 第2号	②見やすいか	操作を行うことなく、文字が適切な大きさで利用者の端末に表示される（文字サイズがサイトやアプリ内で利用している標準的な文字と同等サイズ）	0.無, 1. 有
		第22条の2の29柱書、第1号	第51条第5項 第1号	送信情報	情報送信指令通信ごとに <u>個別に記載されている</u>	0.無, 1. 個別に記載, 2. 個別には記載されていない
		第22条の2の29第2号	第51条第5項 第2号	送信先 氏名（社名） サービス名	情報送信指令通信ごとに情報を取り扱うこととなる者の氏名又は名称の記載がある（基本は氏名（社名）だが、わかりやすい方を記載する）	0.無, 1. 有 0.無, 1. 有
		第22条の2の29第3号	第51条第5項 第3号	利用目的の記載	情報送信指令通信ごとに利用目的についての <u>何らかの記載がある</u> （個別ではないが何らか記載がある or 送信先か送信元かわからないが個別の記載あり）	0.無, 1. 有

調査項目②法令上の義務に準じて満たすことが望まれる項目／法令上の義務を具体化・詳細化した項目

※1 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）

※2 電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）

※3 電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン（令和7年9月26日個人情報保護委員会・総務省告示第2号）

電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン 解説（令和7年12月12日版）

調査項目	法 ^{※1}	施行規則 ^{※2}	GL・GL解説 ^{※3}	項目	定義		値
②	法第27条の12	第22条の2の28 第1項第3号	第51条第2項第3号	通知又は公表の方法	容易に確認できるか	視認性の高い文字色を使用、情報量が多い場合はページの階層化	0.無, 1. 有
		第22条の2の29	第51条第5項第3号関係	利用目的の記載方法	送信元における利用目的	送信元における利用目的であることが情報送信指令通信ごと個別に記載されている	0.無, 1. 有
		第51条第5項第3号関係			送信先における利用目的	送信先における利用目的であることが情報送信指令通信ごと個別に記載されている	0.無, 1. 有

調査項目③ガイドライン等で推奨される項目

※1電気通信事業法（昭和59年法律第86号）、

※2電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）

※3電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン（令和7年9月26日個人情報保護委員会・総務省告示第2号）

電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン 解説（令和7年12月12日版）

調査項目	法 ^{※1}	施行規則 ^{※2}	GL・GL解説 ^{※3}	項目	定義	値
③	-	-	第51条第5項関係	オプトアウト措置の有無	オプトアウト措置ができる旨が記載されているか否か／オプトアウトのリンクが記載されている	0.対応なし 1.説明のみ 2.外部リンク 3.ページ内完結
				データの保持期間の記載がある	情報送信指令通信ごとにデータの保持期間の記載がある場合のみ	0.無, 1.有
				送信先の国・地域	情報送信指令通信ごとに送信先の国・地域の記載がある場合のみ	0.無, 1.有
				問い合わせ先の記載がある	外部送信規律の記載のあるページ内にフォーム・メール等の記載があるか	0.無, 1.有
			第51条第2項関係	タイトルや見出しに外部送信規律に関する記載がある	外部送信規律に関する内容が含まれることがタイトルや見出し等に記載されている 例：外部送信、第三者への情報送信	0.無, 1.有

利用者情報WG（第34回）における議論を踏まえた補足的分析 | 調査項目① | B判定のサービスでも一定対応ができている項目
C判定のサービスがB判定以上を目指すにあたっては、ウェブサイト運営者におけるB判定のサービスでも対応がなされている、「利用目的における何らかの記載」「平易な日本語」「見やすさ」といった基本的な項目への対応から進めることができか。

利用目的 (n=100)

「利用目的についての何らかの記載がある」か

記載あり 記載なし



平易な日本語で記載されている (n=100)

「適切な日本語を用い、専門用語を避け、及び平易な表現を用いている」か

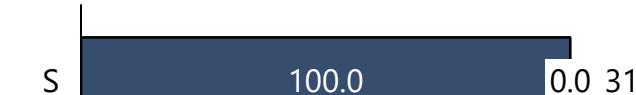
yes no



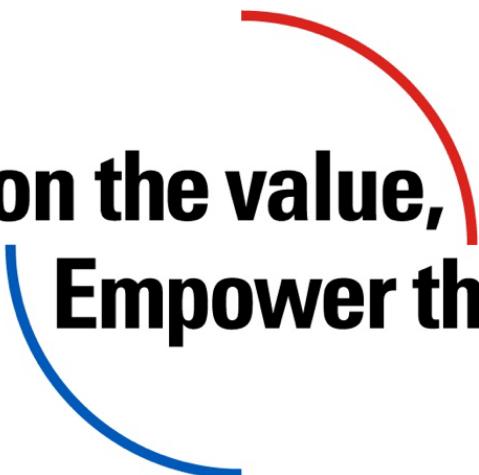
見やすいか (n=100)

「操作を行うことなく文字が適切な大きさで利用者の端末に表示される」（文字サイズがサイトやアプリ内で利用している標準的な文字と同等サイズ）か

yes no



判定Bのサービスのいずれも、上記の3つの事項はすべて満たしている



**Envision the value,
Empower the change**